

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

最終更新日：2019年7月2日現在

信 金 中 央 金 庫

理 事 長 柴田 弘之

問合せ先：総合企画部 TEL03-5202-7624

<http://www.shinkin-central-bank.jp/>

証券コード：8421

本中金のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりであります。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

本中金は、次のような経営理念と運営方針に基づいて事業運営を行うこととしております。また、本中金は、各種施策を実施していくにあたり、コーポレート・ガバナンスに関する体制を有効に機能させることにより、経営の公正性・透明性を確保することにつとめております。これをもって、全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、社会一般から高く評価される金融機関となることを目指しております。

〔経営理念〕

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

〔運営方針〕

- ①信用金庫の経営基盤の強化、業務機能の補完、信用力の維持・向上につとめる。
- ②信用金庫からの安定的な資金調達につとめるとともに、資金調達手段の多様化をはかる。
- ③市場運用力の強化、金融サービスの拡充をはかる。
- ④金融環境の変化に柔軟に対応するとともに、新規業務にも積極的に取り組む。
- ⑤地域の一員として、信用金庫とともに地域の発展と活性化に貢献する。
- ⑥健全経営の理念のもと、経営の効率化、自己資本の充実、リスク管理の強化につとめる。
- ⑦プロフェッショナルな人材の養成と魅力ある職場づくりをはかる。
- ⑧社会一般に高く評価される金融機関を目指す。

さらに、本中金はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス統括部門を定めるとともに、全部店にコンプライアンス責任者、担当者および副担当者を配置するなど、強固な法令等遵守体制の構築にもつとめております。

また、本中金は、役職員が遵守すべき倫理規範および行動基準を示した「信金中金倫理綱領」を策定し、企業活動の指針としております。なお、本綱領は、国内外において持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みが進められるなか、環境問題、人権問題など社会的課題を踏まえたものとしております。

[信金中金倫理綱領]（抜粋）

I. 信金中金の企業倫理

1. 信頼の確保

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、その公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己規律に基づく健全で効率的な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信頼を確保する。

2. 質の高い金融サービスの提供等

信金中金は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、信用金庫をはじめとするお客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供等を通じて、信用金庫業界の発展、ひいてはわが国経済社会の繁栄に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

信金中金は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

4. 社会とのコミュニケーション

信金中金は、経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの価値向上とともに広く社会とのコミュニケーションの充実をはかる。

5. 人権の尊重

信金中金は、すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方、職場環境の充実

信金中金は、従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

信金中金は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信金中金は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

信金中金は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

本中金の優先出資は、東京証券取引所の市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQとは異なる市場に上場しているため、本中金はコーポレートガバナンス・コードの適用を受けておりません。

2. 資本構成

【普通出資】

年月日	払込済出資 総口数増減数 (口)	払込済出資 総口数残高 (口)	普通出資金 増減額 (百万円)	普通出資金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年6月30日	一般普通出資 2,000,000	一般普通出資 4,000,000	一般普通出資 200,000	一般普通出資 400,000	—	—
2015年9月30日	特定普通出資 2,000,000	特定普通出資 2,000,000	特定普通出資 200,000	特定普通出資 200,000	—	—

1. 2009年2月26日開催の臨時総会における定款変更の決議により、信用金庫法に基づく出資の一形態として、既存の普通出資とは配当率の異なる普通出資（特定普通出資）の受入ができることとなりました。このため、既存の普通出資を「一般普通出資」としております。また、2015年6月19日開催の通常総会における定款変更の決議により、特定普通出資の1口当たりの残余財産分配額を出資1口の金額（10万円）までとしております。

2. 2009年6月30日付で一般普通出資による総額2,000億円の増資（1口当たりの発行価額10万円、発行口数200万口）を行いました。詳細は次のとおりであります。

有償 第三者割当 1口の金額100,000円 資本組入額100,000円

3. 2015年9月30日付で特定普通出資による総額2,000億円の増資（1口当たりの発行価額10万円、発行口数200万口）を行いました。詳細は次のとおりであります。

有償 第三者割当 1口の金額100,000円 資本組入額100,000円

【A種優先出資】

年月日	発行済出資 総口数増減数 (口)	発行済出資 総口数残高 (口)	優先出資金 増減額 (百万円)	優先出資金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年8月1日	354,111	708,222	—	90,998	—	100,678

1. 2009年2月26日開催の臨時総会における定款変更の決議により、既存の優先出資と種類の異なる優先出資（B種優先出資）を発行できることとなりました。このため、既存の優先出資を「A種優先出資」としております。

2. 2009年6月24日開催の通常総会におけるA種優先出資の分割の決議により、2009年7月31日最終の優先出資者名簿に記載または記録された優先出資者の所有優先出資1口につき、2009年8月1日に2口の割合をもって分割いたしました。

(1) A種優先出資の外国人所有比率（2019年3月31日現在）

外国人所有口数 1,387口、全体出資口数 合計708,222口

外国人所有比率 0.19%

(2) 大口出資者の状況

【普通出資】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	所有出資 口数(口)	払込済出資総口数(自己出資を 除く。)に対する所有出資口数 の割合(%)
京都中央信用金庫	171,817	2.86
城北信用金庫	124,655	2.08
尼崎信用金庫	116,133	1.93
浜松磐田信用金庫	112,979	1.88
多摩信用金庫	112,658	1.88
埼玉縣信用金庫	108,720	1.81
京都信用金庫	105,061	1.75
大阪シティ信用金庫	102,695	1.71
岡崎信用金庫	99,388	1.66
岐阜信用金庫	98,881	1.65
計	1,152,987	19.21

所有出資口数は、一般普通出資と特定普通出資の合算で記載しております。

【A種優先出資】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	所有出資 口数(口)	発行済出資総口数(自己出資を 除く。)に対する所有出資口数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	32,582	4.60
城北信用金庫	20,108	2.84
明治安田生命保険相互会社	17,800	2.51
沼津信用金庫	17,200	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	17,086	2.41
瀬戸信用金庫	14,045	1.98
富国生命保険相互会社	13,623	1.93
日本生命保険相互会社	13,528	1.91
住友生命保険相互会社	13,514	1.91
桐生信用金庫	13,050	1.84
計	172,536	24.36

3. 企業属性

- (1) 上場取引所及び市場区分
東京証券取引所
- (2) 決算期
3月
- (3) 業種
その他
- (4) 直前事業年度末における（連結）従業員数
1,627人
- (5) 直前事業年度末における（連結）売上高
293,727百万円
- (6) 直前事業年度末における連結子会社数
7社

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態

- ・ 普通出資者総会

本中金は、全国の信用金庫を会員とする協同組織金融機関であります。会員は普通出資者である全国 258（2019 年 7 月 2 日現在）の信用金庫であります。普通出資者総会は、株式会社の株主総会にあたるもので、定例的には 1 年に 1 回開催しております。

また、普通出資者総会前には、地区毎に信用金庫の理事長等を集めた信用金庫役員懇談会を開催しております。この会には、本中金から理事長をはじめ地区担当役員等が出席し、直接経営状況等を報告するなど、経営内容について十分な情報開示を行うとともに、深度ある意見交換を行い、会員金庫を通じたコーポレート・ガバナンスにつとめております。

- ・ 理事会

本中金の理事会は、株式会社の取締役会にあたるもので、定例的には年に 9 回開催され、重要な業務執行にかかる意思決定等を行っております。

- ・ 監事

本中金の監事は、株式会社の監査役にあたるもので、理事の職務の執行を監査しております。また、監事全員で構成される監事会において、監査方針および監査計画に関する事項等を定期的に協議しております。

- ・ 優先出資者総会

普通出資者総会とは別に、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」には、本中金の優先出資の所有者、すなわち優先出資者の総会に関する規定があり、優先出資者の財産的権利に損害を及ぼすおそれがある等の場合に開催されることとなっております。

このように、本中金の場合は、普通出資者である信用金庫とは別に、優先出資者からも経

営に対するチェックを受ける体制になっております。

(2) 理事関係

- ・ 定款上の理事の定数
31 人
- ・ 定款上の理事の任期
2 年
- ・ 理事会の議長
代表理事会長
- ・ 理事の人数
2019 年 7 月 2 日現在、31 名（うち、非常勤 19 名）
- ・ 非常勤理事の選任状況

本中金においては、会社法で定める社外取締役にあたる理事の選任はありません。信用金庫法第 32 条第 4 項に基づき、定款において理事のうち定数の 2 分の 1 を超える人数は、信用金庫の業務を執行する役員でなければならないと定め、全国各地区から選出された信用金庫の理事長・会長 18 名を非常勤理事として選任しており、非常勤理事が経営に対する適正なチェック機能を果たすことにより、業務執行に対する客観性および透明性の高い監督・牽制機能を確保しているものと考えております。

(3) 監事関係

- ・ 監事会等
本中金は、非常勤監事を含めた監事全員が、監事会等を通じて監査方針および監査計画に関する事項等を定期的に協議し、本中金の経営に関するチェック体制の強化に取り組んでおります。
- ・ 定款上の監事の定数
5 人
- ・ 監事の人数
2019 年 7 月 2 日現在、5 名（うち、非常勤 4 名）
- ・ 監事、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監事、会計監査人および内部監査部門がそれぞれの監査計画および結果について、情報の共有をはかり、効果的な監査を実施するため、定期的に連絡会を開催し、チェック体制を強化しております。また、会計監査人、内部監査部門および内部統制部門は、定期的に情報交換を実施しております。
- ・ 非常勤監事の選任状況

本中金は、常勤監事 1 名のほか、信用金庫の理事長 2 名を非常勤監事として選任するとともに、本中金または信用金庫の役職員以外の者 2 名を会社法で定める社外監査役にあたる非常勤監事（員外監事）として選任しております。員外監事は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める要件を充足する者を選任しており、員外監事を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりません。員外監事は、それぞれの専門知識や経験等を生かし、独立した見地から監査を行うことができるものと考えております。

また、員外監事のうち 1 名は、財務・会計に関する豊富な知識・経験を有する公認会計士

であります。

なお、本中金と員外監事の間には、特記すべき利害関係はありません。

(4) インセンティブ関係

理事へのインセンティブ付与に関する施策については、いわゆるストックオプションに類するような制度は設けておりません。

(5) 理事報酬関係等

本中金は、「役員の報酬、賞与および退職金等に関する規程」（以下「規程」という。）を定めており、報酬等については、職務執行の対価として支給する「基本報酬」および「賞与」、役員の在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として支給する「退職慰勞金」で構成しております。

なお、本中金は、信用金庫の中央金融機関として、安定的な収益計上を目指しており、役員の報酬等について、利益その他の指標を基礎として算定される報酬等（いわゆる「業績連動報酬」）は採用しておりません。

・ 理事の報酬等について

「基本報酬」は、役位ごとの役割と責務に応じて決定しており、「賞与」は、各事業年度の業績および各人の職務執行状況を勘案して決定しております。

「基本報酬」にかかる総額は、1997年5月23日開催の第54回通常総会において、年額3億円以内（但し、総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれません。）とすることが決議されており、「賞与」にかかる総額は、2006年6月22日開催の第65回通常総会において、年額1億円以内（但し、総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれません。）とすることが決議されております。

「基本報酬」および「賞与」の個人別配分額・支給時期・方法等については、理事会決議により、通常総会において決議された総額の範囲内で、規程に基づき支給することで理事長に一任されております。

「退職慰勞金」は、在任期間中において、役位に応じて每期引当金を計上し、退任時の総会の決議に基づき、支給することとしております。

「退職慰勞金」の具体的な金額・支給時期・方法等については、退任時の総会の決議において、規程に基づき支給することで理事会に一任され、その後の理事会決議において、理事長に一任されております。

・ 監事の報酬等について

「基本報酬」および「賞与」は、監事の協議により決定しております。

「基本報酬」にかかる総額は、1997年5月23日開催の第54回通常総会において、年額3千万円以内とすることが決議されており、「賞与」にかかる総額は、2006年6月22日開催の第65回通常総会において、年額1千万円以内とすることが決議されております。

「基本報酬」および「賞与」の個人別配分額・支給時期・方法等については、通常総会に

において決議された総額の範囲内で、監事の協議により決定しております。

「退職慰労金」は、在任期間中において、役位に応じて每期引当金を計上し、退任時の総会の決議に基づき、支給することとしております。

「退職慰労金」の具体的な金額・支給時期・方法等については、退任時の総会の決議において、監事の協議に一任されております。

<2018 年度>

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額			
		(百万円)	基本報酬	賞与	退職慰労金
理 事	43	371	215	77	78
監 事	7	40	25	8	6
うち員外監事	2	10	7	2	1

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は57 百万円、使用人賞与額は12 百万円、員数は7 人であります。

(6) 非常勤理事、非常勤監事のサポート体制

本中金は、非常勤理事については総務部が、非常勤監事については監事の職務を補助し、監事の指示の実効性を確保するため、指揮命令により業務を行う専属の職員（監事付）がそれぞれ担当部署として情報提供などのサポートを行うこととしており、非常勤理事・非常勤監事が迅速かつ的確に職務を執行できる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 業務執行

本中金では、理事会が重要な業務執行にかかる意思決定を行い、その決定に基づき、理事長が本中金の業務を統轄し、副理事長以下の常勤理事が理事長を補佐する体制の下で、業務を執行しております。

また、本中金では、理事会の決議事項または理事会への報告事項等経営に関する重要事項を審議、決定する場として経営会議を設置しております。

さらに、業務執行について幅広く審議するため、経営会議の下部機関として、組織横断的に審議・決議されるよう複数の常勤理事および関係部門長を構成員とする各種委員会等を設置しております。

(2) 監督・牽制

本中金では、理事会が理事の職務の執行を監督しております。なお、理事会の構成員のうち定数の2分の1を超える人数は、信用金庫の業務を執行する役員で構成されており、理事会における牽制機能を確保しております。

(3) 監事監査

本中金では、監事が理事の職務の執行を監査するにあたり、理事会およびその他の重要な

会議に監事が出席するほか、理事から職務執行等の報告を受けるとともに、経営会議の議事録等の重要書類の閲覧ならびに定期的な会計監査人との意見・情報交換などを実施しております。

また、監事の職務を補助し、監事の指示の実効性を確保するため、指揮命令により業務を行う専属の職員（監事付）を配置し、監事が職務執行等を迅速かつ的確に行えるような体制を構築しております。

(4) 内部監査

本中金では、内部監査部門である監査部が、各部店ならびに子法人等のコンプライアンス管理態勢、リスク管理態勢および業務運営態勢が適切かつ有効に機能しているかを検証・評価し、より良い事業運営に資することを目的とした監査体制を構築しております。

内部監査に従事する人数は、2019年7月2日現在で20名であり、各部店ならびに子法人等における法令・規程等の遵守状況、各種リスクの管理状況および業務運営の状況等について検証・評価し、必要に応じ是正措置を講じるよう指導しております。

このほか、事務ミスの早期発見および事故防止の観点から、各部店が独自に行う店内検査の実施を義務づけております。

また、内部監査部門、監事および会計監査人がそれぞれの監査計画および結果について、情報の共有をはかり、効果的な監査を実施するため、定期的に連絡会を開催し、チェック体制を強化しております。

(5) 外部専門家の活用

本中金では、会計監査人、顧問弁護士および顧問税理士等の外部専門家を活用し、高度化・多様化する業務への対応について、定期的または随時に相談を行い、アドバイスを受けております。

(6) 会計監査の状況

直前事業年度における本中金の会計監査業務を執行した公認会計士は、江見睦生、南波秀哉および小松崎謙であり、EY 新日本有限責任監査法人に所属しております。監査年数は、江見睦生が3年、南波秀哉が7年、小松崎謙が2年となっております。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、その他17名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本中金のコーポレート・ガバナンス体制においては、以下の観点から、経営等に対する監督・監査機能の実効性の確保をはかっております。

(1) 業務執行に対する監督・牽制機能における客観性および透明性

本中金は、常勤理事のほか、定款において理事のうち定数の2分の1を超える人数は、信用金庫の業務を執行する役員でなければならないと定め、全国各地区から選出された信用金庫の理事長・会長を非常勤理事として選任しております。

非常勤理事は、経営に対する適正なチェック機能を果たすことにより、業務執行に対する客観性および透明性の高い監督・牽制機能を確保しております。

(2) 監事の監査機能における独立性

本中金は、常勤監事のほか、信用金庫の理事長・会長を非常勤監事として選任するとともに、本中金または信用金庫の役職員以外の者を社外監査役にあたる非常勤監事（員外監事）として選任しております。

非常勤監事は、客観的・中立的な立場から常勤監事と連携し、経営の意思決定および業務執行の適法性をチェックする役割を果たすことにより、監査機能の独立性を確保しております。

(3) 内部監査機能における独立性

内部監査部門である監査部は、業務を運営する被監査部門から分離することにより、内部監査機能の独立性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. I Rに関する活動状況

本中金は、上場企業として東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき、経営内容の適切な開示につとめております。特に、決算内容については、日銀記者クラブで発表を行うほか、速やかにアナリスト、ファンドマネージャー、マスコミ関係者等に対して決算説明会を開催し、経営トップやI R担当役員が直接説明にあたっております。決算説明会資料はホームページにも掲載し、個人投資家に対しても同じレベルの情報提供を行うなど、公平な情報開示にもつとめております。

また、ホームページの財務情報コーナーでは、I Rライブラリーサービスとして、有価証券報告書、決算短信、四半期決算短信およびI R資料などを年・項目毎に整理して掲載し、アナリスト・個人投資家等の利便性向上をはかっております。

このほか、証券会社や新聞社等の協力により、個人投資家向けI Rセミナーを適宜開催しております。

2. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

本中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の業務機能の補完や信用金庫業界の信用力の維持・向上に取り組むとともに、「個別金融機関」として、預貸金業務や為替業務のほか、金融債の発行業務など総合的な金融サービスを提供しています。また、優先出資を東京証券取引所に上場する上場企業でもあります。

さらに、本中金は、わが国金融証券市場において有数の「機関投資家」として、あるいは、信用金庫とともに、地方公共団体やP F I事業等への貸出を行う「地域社会に貢献する金融機関」としての役割も果たしております。

本中金は、これらの業務を通じて、会員である信用金庫をはじめ、優先出資者、金融機関・事業法人等の取引先、さらには地域社会、職員といった幅広いステークホルダーとの関係を

有しており、その期待に応え、社会一般から高く評価される金融機関となることを目指し、日々の業務に取り組んでおります。

[多様な働き方や女性の活躍に向けた取組み]

近年では、魅力ある職場づくりを目指し、多様な働き方や女性の活躍に向けた取組みも進めております。

主な取組みとして、多様化する職員の働き方を踏まえ、仕事と家庭の両立支援をはかる観点から、結婚、育児等を理由に一度退職した職員を再雇用する制度を設けております。

また、職員の働き方を多様化し、モチベーションのさらなる向上に資するため、女性職員が大宗を占める事務職の中に、役職者として事務全般にわたる広範な職務に従事する「上級事務職」を2015年4月に新設し、2019年7月2日現在、15名の女性職員が活躍しております。さらに、より一層の活躍の機会を提供する観点から、事務職から総合職への転換を行うことができる制度も設けております。

総合職においても、女性がより一層活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定等を踏まえ、2019年4月からの3年間に於いて、総合職採用者に占める女性の比率を20%以上とするとともに、多様な人材が活躍できる職場環境を整備することを目標としております。

こうした本中金の取組みについては、ホームページやディスクロージャー誌に加え、決算発表や決算説明会等の機会を通じて、広く情報提供しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

本中金は、法令等遵守をあらゆる事業活動の前提とすることを徹底するほか、「財務報告の信頼性を確保する」、「リスクをそれぞれの特性に応じて機動的・効果的に管理する」、「組織上独立した内部監査部門により内部監査を実施する」などの基本的な方針等に基づき、内部統制に関する体制の整備・運用に取り組んでおります。

これら「内部統制に関する体制の整備にかかる基本的な方針等」については、信用金庫法第36条第5項第5号および信用金庫法施行規則第23条の規定に則り、理事会において決議しております。

2. 内部統制システムの整備状況

本中金は、内部統制システムについての基本的な考え方に基づき、以下のような諸施策を実施することで内部統制システムの有効性の確保につとめております。

(1) 法令等遵守体制

- ・ 役職員が法令等を遵守した行動をとるため、「信金中金倫理綱領」および「法令等遵守規程」等を整備しております。

- ・ 役職員に対する講演会、集合研修を行うとともに、各部店においても研修を実施し、コンプライアンス教育の強化をはかっております。
- ・ 理事長から役職員に対し、法令等遵守の重要性を部店長会議等において繰り返し伝えております。
- ・ 顧客の安定的な資産形成の実現に貢献するため、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定し、顧客本位の業務運営の徹底を図っております。
- ・ S D G s への対応やマネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策への対応等、社会的要請を踏まえて信金中金倫理綱領を改正し、計画的に態勢整備を進めております。
- ・ 総務部をコンプライアンスの統括部門としております。また、コンプライアンス統括責任者（総務部担当理事）、管理責任者（総務部長）、管理副責任者（総務部コンプライアンス室長）を設置するとともに、全部店にコンプライアンス責任者、担当者および副担当者を配置しております。
- ・ コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定しているほか、役職員が遵守すべきルールを明確にするため、コンプライアンスの具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しております。
- ・ 事故・不祥事件については、事故等の発生部門から直ちに報告を受け、それに基づく適切な対策を講じる体制を設けているほか、組織上独立した監査部が、各部門のコンプライアンスの状況等について内部監査を実施しております。
- ・ 内部通報制度として、コンプライアンス統括部門である総務部および顧問弁護士（外部通報窓口）を受付窓口とするコンプライアンス・ホットライン制度を設けるとともに、通報者への不利益な扱いを禁止しております。
- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、総務部を内部統制の統括部門とする財務報告にかかる内部統制を構築しております。

(2) 理事の職務執行にかかる文書の保存等のための体制

- ・ 理事および監事が必要に応じて内容を確認できるよう、経営会議の議事録等、理事の職務執行にかかる文書を各主管部門において作成し、これを適切に保存すること等を定めた文書規程を整備しております。
- ・ 文書または電子媒体により本中金が保有する情報全般について、開示および持出等にかかる適切な管理等を行うため、セキュリティポリシーおよび情報管理規程等を整備しております。

(3) リスク管理体制

- ・ グループ全体のリスクをそれぞれの特性に応じて、機動的・効果的に管理するため、リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を定め、これに基づき統合リスク管理部をリスク管理の統括部門とするとともに、リスクカテゴリーごとの管理部門を定めております。
- ・ 本中金全体の立場に立ったリスク管理に関する事項を審議・決定する組織として、理事会、経営会議のほか、経営会議の下部機関としてリスク管理委員会、A L M委員会および融資委員会を設置しております。
- ・ 本中金の自己資本額の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、経営会議においてリスク

管理全般に関する業務執行上の意思決定を行っております。

- ・ リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した監査部により、各部門のリスク管理の状況等について内部監査を行っております。

(4) 理事の職務執行の効率性確保のための体制

- ・ 本中金の役職員が共有する全社的な目標として、事業計画を理事会において決定し、各部門において、この目標達成に向けて部門別事業計画を策定しております。
- ・ 適切かつ効率的な意思決定のため、経営上重要な事項は、理事長、副理事長、専務理事および常務理事を構成員とする経営会議において審議のうえ、理事長が決定しております。このうち、法令等に定める事項については理事会で決議し、それ以外の重要な業務執行等についても、理事会規程等に基づき理事会に報告しております。

(5) 監事監査環境

- ・ 監事の職務を補助し、監事の指示の実効性を確保するため、指揮命令により業務を行う専属の職員（監事付）を配置しております。
- ・ 経営会議の議事録等の重要な文書を監事の閲覧に供するほか、決算に関する事項その他重要な事項を監事に報告しております。
- ・ コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、総務部が監事に報告することとしております。
- ・ 監事から本中金または子法人等に対し、監事の職務執行に必要な事項について報告の求めがあった場合には、監事に報告しております。
- ・ 本中金および子法人等では、監事に対して報告を行った役職員等への不利益な扱いを禁止しております。
- ・ 監事監査計画に基づく費用の請求等があった場合、速やかに支払っております。
- ・ 監事が監査状況等を報告する監査結果の報告会を開催すること等により、監事が理事長等の役員と意見交換を行う機会を設けております。

(6) 子法人等に対する統制のための体制

- ・ 子法人等の経営上の重要事項について、所定の手続きにより協議または報告を受けるほか、各種会議を開催し、子法人等との意思疎通をはかっております。
- ・ 子法人等の重要な規程等については、協議を受けた際、業務を所管する部門および総務部による法令等審査を実施しております。
- ・ 総合企画部を子法人等の経営管理に関する事項を所管する部門とし、子法人等の業務を所管する他部門と連携して子法人等への指導・支援を実施しております。
- ・ 子法人等に対して、本中金の監査部による監査を実施しております。
- ・ 子法人等で発生した事故・不祥事件について、子法人等から直ちに報告を受けるとともに、原因および再発防止策等を検証しております。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

本中金は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、関係遮断を徹底することを基本的な方針とし、以下のような諸施策を実施しております。

- ・ 「信金中金倫理綱領」において、反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、関係遮断を徹底することを定めております。
- ・ 総務部を反社会的勢力対応の統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集および情報の一元的な管理態勢や対応マニュアルを整備しております。また、総務部および営業店に不当要求防止責任者を設置し、研修を実施しているほか、必要に応じ外部機関とも連携し、対応を行っております。

V その他

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項（適時開示体制の概要）

1. 基本的な考え方

本中金は、「信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する」という経営理念を掲げるとともに、運営方針の1つとして、「社会一般に高く評価される金融機関を目指す」旨定めております。

その中で、本中金は、信用金庫の中央金融機関としてその役割を果たすばかりでなく、企業内容の適切な開示や法令等遵守（コンプライアンス）の徹底、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の強化等につとめ、広く社会一般から一層評価される金融機関となることを目指しております。

併せて、本中金は、企業活動の指針として遵守すべき倫理規範および行動基準を示した「信金中金倫理綱領」を制定しており、その中で、経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの価値向上とともに広く社会とのコミュニケーションの充実をはかる旨定めております。

2. 情報開示に係る体制

本中金は、次の体制により情報開示を行っております。

(1) リスク管理委員会

本中金は、企業内容の適切な開示を行うため、経営会議の下部機関としてリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、副理事長、専務理事および常務理事ならびに総合企画部長、総務部長および統合リスク管理部長を構成員としており、情報開示および開示書類の適正性に関する事項のほか統合的なリスク管理、信用リスク管理、内部統制、オペレーショナル・リスク管理、コンプライアンス、信託業務管理、業務継続およびサイバーセキュリティならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理等に関する事項を審議し、決定することとしております。

(2) 総合企画部 I R 広報室

適時開示の実施に関しては、総合企画部 I R 広報室が担当しております。

総合企画部 I R 広報室は、本部・営業店等の各所管部門から適時開示にかかる情報を集約し、関連各部門と連携のうえ、適時開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書やディスクロージャー誌等の作成についても担当しております。

3. 情報開示の内容

本中金は、情報開示の体制を整備するとともに、金融商品取引法その他の関係法令や東京証券取引所の開示規則に基づき、経営内容の適正な開示につとめております。

特に、決算内容については、日銀記者クラブで発表を行うほか、速やかにアナリスト、ファンドマネージャー、マスコミ関係者等に対して決算説明会を開催し、経営トップや I R 担当役員が直接説明にあたっております。決算説明会資料はホームページにも掲載し、個人投資家に対しても同じレベルの情報提供を行うなど、公平な情報開示にもつとめております。

また、ホームページの財務情報コーナーでは、I R ライブラリーサービスとして、有価証券報告書、決算短信、四半期決算短信および I R 資料などを年・項目毎に整理して掲載し、アナリスト・個人投資家等への利便性の向上をはかっております。

4. 開示情報のチェック体制

開示情報については、総務部コンプライアンス室において、法令・社会規範等に照らして適切な内容であるかについてのチェックを行っております。

また、第三者による牽制体制として、監査法人による会計監査を受けているほか、必要に応じて顧問弁護士および顧問税理士への相談を行うなど、外部専門家を活用して開示情報の適正性確保につとめております。

さらに、監査部監査および監事監査において、各責任部署における業務プロセスの適正性・有効性を検証しており、事後的なチェックにもつとめております。

以 上

信金中金グループの適時開示体制

